

第 I 章



都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 周南市都市計画マスタープランの
対象範囲と計画期間
4. 計画策定の流れと取り組み

第 I 章では、
周南市都市計画マスタープランの目的、
上位計画等との関係、計画策定の流れなど、
この計画の基本的な役割を示します。

第 I 章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの背景と目的

1-1 都市計画マスタープランの背景

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、平成 4（1992）年の都市計画法の改正により創設されたものです。

都市計画マスタープランは、市町村の具体的な都市計画の事案に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。

都市計画マスタープランは、市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めるものです。

本市では、平成 20（2008）年 6 月に「周南市都市計画マスタープラン」を策定し、「美しい自然と活力ある産業が調和し、快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち」を基本理念に、拠点形成や街路、公園などの整備を進めてきました。その間 10 年あまりが経過しており、上位計画である「第 2 次周南市まちづくり総合計画」（平成 27（2015）年 3 月）を策定し、「周南都市計画及び周南東都市計画区域マスタープラン」（令和 2（2020）年 12 月）が改定され、また、人口減少や少子高齢化などに対応した*コンパクト・プラス・ネットワークを推進するための包括的なマスタープランである「周南市立地適正化計画」等を策定しました。

人口減少、少子高齢化の急速な進展、中心市街地の衰退、産業構造の変化、激甚化する災害への対応、また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採決された、*SDGs（持続可能な開発目標）で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが設定され、地域の課題解決に向けた取り組みが推進されるなど、社会情勢やまちづくりを取り巻く状況も大きく変化しています。

このような変化を踏まえ、また、上位計画及び関連計画との整合性と持続可能な都市づくりに向けた新たな課題への対応を図るため、都市計画マスタープランを見直すものです。

● 都市計画マスタープランの位置付け

【都市計画法第 18 条の 2】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

法 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1-2 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではありません。

都市計画マスタープランは、周南市における都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応して、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の整備方針を定めることから、住民・事業者・行政などがこれらのビジョンを共有し都市づくりを進めることを目標とし、これを実現する手法の一つである都市計画（*土地利用にかかわる*規制・誘導、都市施設にかかわる事業等）の総合的な指針として定めるものです。土地利用規制・誘導や都市施設の整備などの都市計画の具体的な各施策はこの指針に基づいて実施していくこととなります。

都市計画マスタープランの果たす主な役割は、次のとおりです。

(1) 都市の将来像の明示

周南市全体及び日常の生活圏を基本とした地域別の将来像等を示し、*多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

(2) 市町村が定める都市計画の方針

将来像を実現する手法の一つとして、周南市の定める*都市計画の決定・変更の方針を示します。

(3) 都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

(4) 都市計画に対する住民の理解・合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体的な都市計画の事案に対する決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

表 I - 1 都市計画の構成

		土地利用	都市施設
将来ビジョン	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画 等 	
実現するための手法	規制的・誘導型手法	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分（市街化区域及び市街化調整区域） ・地域地区（用途地域等） 等 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等 	
	事業的手法		<ul style="list-style-type: none"> ・*都市計画道路 ・*都市公園 ・公共下水道 等
		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業（*土地区画整理事業、*市街地再開発事業 等） 	

1-3 都市計画マスタープラン見直しの目的と要点

今回の見直しでは、都市計画マスタープランの構成や「目標年次」、「基本理念」、「基本姿勢」、「基本目標」については踏襲し、第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画に盛り込まれている人口減少や少子高齢化への対応、災害に強い都市構造の構築など、「第IV章 都市づくりの基本方針」や「第V章 地域別構想」に内容を反映させました。

都市計画マスタープランの見直しの要点は、次のとおりです。

(1) 人口減少や少子高齢化の進展を見据えた対応について記述

都市機能の誘導と居住の促進により、コンパクト・プラス・ネットワークの推進を図ります。また、先端技術を活用した*スマートシティの構築に取り組みます。

(2) 災害に強い都市構造の構築のための記述

自然災害の危険性が比較的低い地区、生活利便性の高い地区など、居住に即した生活環境への定住を促進し、市民の安心安全の確保を図るとともに、防災拠点及びその避難路などの整備をしてまいります。

(3) まちづくりの進展に対する見直し

徳山駅周辺整備事業、市庁舎建設事業、久米中央、富田西部土地区画整理事業などにより、都市施設等の整備が進み、拠点性および居住環境が大きく向上しました。今後は「新しい生活様式」にも対応した「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成と合わせ既存*ストックを活かしたまちづくりを推進します。

2. 計画の位置付け

周南市都市計画マスタープランは、周南市まちづくり総合計画、山口県が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即し、周南市の定める*都市計画の方針を示すものです。また、周南市立地適正化計画、このたび同時改訂します周南市緑の基本計画など、各種関連する計画の内容と整合を図りつつ改訂する必要があります。

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の将来像を展望し、具体的な整備については概ね 10 年後の目標を設定します。ただし、他の上位・関連計画と期間を合わせていくことも考えられ、基本的には自由に設定できるものです。本計画においては、計画初年度（平成 20(2008)年度）から概ね 20 年後の 令和 10(2028)年度を目標とした計画 としています。

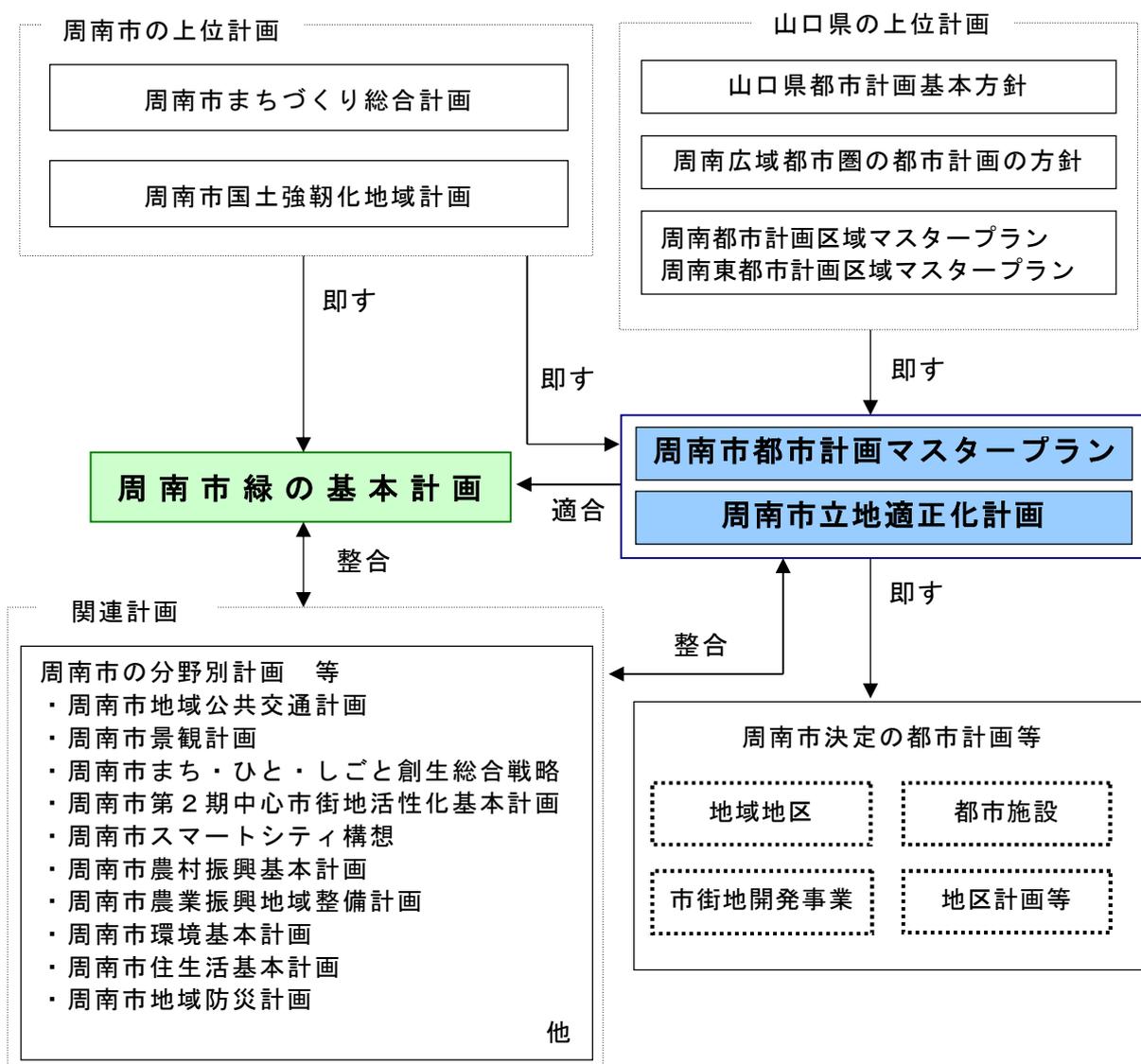


図 I - 1 周南市都市計画マスタープランの位置付け

3. 周南市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間

3-1 対象範囲

周南市の行政区域（656.29km²）を対象とします。

都市づくりのための計画である都市計画マスタープランは、市街地のみならず、市域全体にわたり農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的な都市づくりを進めることが重要であることから、本市の行政区域全体を対象に策定するものです。

周南市の*都市計画区域は 250.87km²です。内訳は、周南都市計画区域では旧徳山市域の一部が174.93km²、旧新南陽市域の一部が 23.50km²、周南東都市計画区域では旧熊毛町域の一部が 52.44km²です。（令和2（2020）年12月31日現在）

表 I-2 行政区域等面積

	旧徳山市域 (徳山地域)	旧新南陽市域 (新南陽地域)	旧熊毛町域 (熊毛地域)	旧鹿野町域 (鹿野地域)	合計
行政区域	340.09 km ²	64.26 km ²	70.50 km ²	181.44 km ²	656.29 km ²
都市計画区域	174.93 km ²	23.50 km ²	52.44 km ²	-	250.87 km ²
市街化区域	26.26 km ²	13.60 km ²	-	-	39.86 km ²
市街化調整区域	148.67 km ²	9.90 km ²	-	-	158.57 km ²
都市計画区域外	165.16 km ²	40.76 km ²	18.06 km ²	181.44 km ²	405.42 km ²

※旧熊毛町域には市街化区域、市街化調整区域の区域区分はありません。
※旧鹿野町域には都市計画区域の指定はありません。

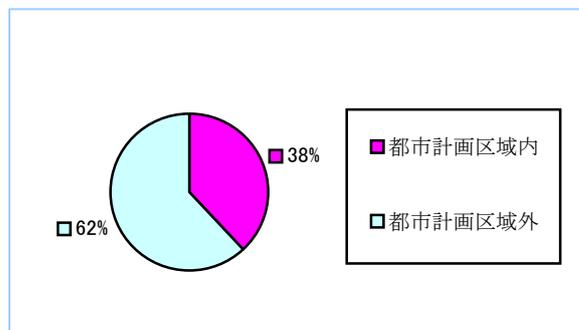


図 I-2 周南市における都市計画区域と都市計画区域外の面積比率

3-2 計画期間

計画期間は、平成20(2008)年度から令和10(2028)年度とします。

● 計画の目標年次

概ね20年後を目指し、

令和10(2028)年度を目標年次とします。

4. 計画策定の流れと取り組み

4-1 計画策定の流れ

本計画は、下図のような流れで作業を進めました。

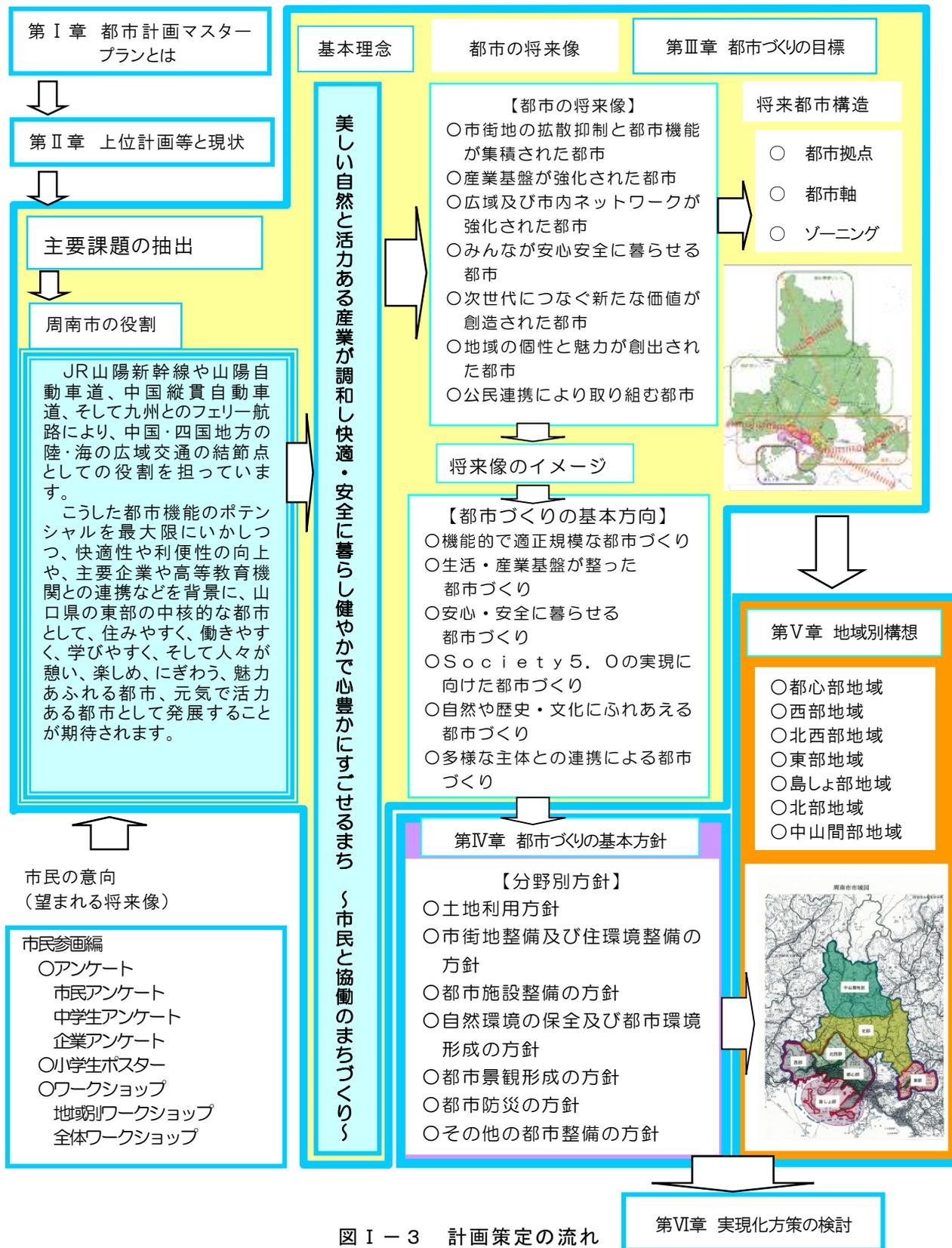


図 I - 3 計画策定の流れ

